　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年４月11日

関係団体の長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城労働局労働基準部

健康安全課長

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について

　日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の８第１項において規定している医師による面接指導では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の２第１項において、「休憩時間を除き一週間あたり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月あたり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること」と要件を規定しており、この疲労の蓄積の状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（平成16年６月公表。以下「労働者チェックリスト等」という。）が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところです。

今般、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において、労働者チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しを行い、別紙１及び別紙２の新旧対照表のとおり、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正を行いました。

つきましては、改正後の労働者チェックリスト等は別紙３及び別紙４のとおりとなっておりますので、改正後の労働者チェックリスト等を活用し、働く人の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知いただきますよう協力をお願いいたします。

なお、労働者チェックリスト等については、個人事業者等においても活用可能ですので、個人事業者等の健康管理が適正に行われるよう、関係者に周知いただきますよう併せてお願いいたします。